

尾道市議会議員・尾道市長選挙 投票日は4月21日(日)

あなたの一票を尾道市政に活かすため、みんなそろって投票しましょう。投票日に勤務の都合などで投票所へ行くことができない人は、期日前投票をすることができます。詳しくは、広報おのみち3月号6頁をご覧ください。

■選挙速報用ホームページで
投票速報をお知らせします
投票中間速報 9:00過ぎから2時間おきに
投票結果 結果確定後
開票中間速報

[市長]22:15過ぎから30分おきに
[市議]22:45過ぎから30分おきに
開票結果 結果確定後
☞ <http://www.senkan-onomichi.jp/>
☞ 選挙管理委員会事務局
(☎0848-38-9258)

固定資産税・都市計画法 納税通知書の発送と納期限

平成31(2019)年度の納税通知書と課税明細書を、4月下旬に発送します。家屋の新築、増築、取り壊し、用途変更、土地の利用状況(地目・用途など)の変更や、転居、その他異動がありましたら、同封のしがきでお知らせください。

■納期限 第1期 5月31日(金)
第2期 7月31日(水)
第3期 9月30日(月)
第4期 12月25日(水)

☞ 資産税課(☎0848-38-9162・0848-38-9164)
因島瀬戸田資産税係
(☎0845-26-6228)

年金受給者が所在不明の ときは、届け出が必要です

年金を受けている人の所在が1カ月以上明らかでないとき、その世帯の世帯員の人は、速やかに届け出する必要があります。

届け出後、年金事務所が調査し、受給権者本人の所在を確認できない場合には年金の支払いを一時停止します。(その後、所在が明らかになった場合、再開の手続きを行いますのでご連絡ください。)

☞ 三原年金事務所
(☎0848-63-4111)

市役所の組織が変わりました

(変更があった課係名のみを記載)

☞ 職員課
(☎0848-38-9461)

■快適に住み続けられる
まちづくりを進めます。

課名・係名	
変更前	変更後
建築課	まちづくり推進課
住宅政策係	住宅政策係 ※市営住宅、空家 対策などの業務。

■機能的な行政運営を行います。

課名・係名	
変更前	変更後
収納課	収納課
収納一係 収納二係	収納係 ※税や保険料の徴 収・滞納整理な どの業務。

■都市部下水道課と水道局を統合し、上下水道局としました。

詳しい内容は、裏表紙をご覧ください。

カープ・サンフレッチェ コラボグッズを返礼 緑の募金にご協力を

緑化推進委員会では、森林整備や緑化推進のため、毎年緑の募金活動を行っています。今年は、500円以上の高額募金に対し、コラボピンバッジを返礼します。

☞ 5月7日(火)から
(カープピンバッジ限定200個、サンフレッチェピンバッジ限定50個)

☞ 農林水産課、各支所
☞ 農林水産課(☎0848-38-9212)



上下水道局「料金・検満メーター 取替業務」を委託しています

■料金業務
受託者 フジ地中情報(株)広島支店
☞ 実施中~2023年3月31日(金)
☞ 電話・窓口業務、閉開栓異動業務、
検針業務、調定・請求業務、収納・
還付業務、滞納整理業務

☞ 上下水道局庶務課
(☎0848-37-9300)

■検満メーター取替業務

受託者 尾道管工事協同組合
☞ 有効期限満了になる水道メーター
の取替(偶数月に実施)
※業務従事者は、上下水道局発行の
「名札」と「検満メーター取替業務
受託者証」を携帯しています。

☞ 水道工務課
(☎0848-37-9302)

浄化槽を管理している人は 年に1回法定検査を

浄化槽を正常に機能させるため、保守点検、清掃、法定検査が義務付けられており、平成31(2019)年度は、ガイドライン検査(小型合併浄化槽7,000円、単独浄化槽5,000円*10人槽以下の場合。)を行います。

検査機関 (公社)広島県環境保全センター

※浄化槽の休止、廃止、管理者変更をする場合は問い合わせ先まで届け出を提出してください。

☞ 下水道課
(☎0848-29-7010)
因島総合支所市民生活課
(☎0845-26-6201)
瀬戸田支所住民福祉課
(☎0845-27-2211)

多機能型住宅用 火災警報器を設置します

火災発生時に消火活動が困難で延焼の恐れが高い住宅密集地域に、「多機能型住宅用火災警報器」を設置します。

連動型住宅用火災警報器と補助警報装置を設置することで光と音声で外部に火災発生を知らせて火災の早期発見と早期避難を目指し、さらに延焼拡大を防ぎます。

☞ 消防局で指定する、住宅密集地域に居住する75歳以上の単身世帯など
※対象者には消防局からお知らせします。

☞ 消防局予防課
(☎0848-55-9123)

重大な消防法令違反を公表 違反対象物公表制度が始まります



2020年4月1日から、消防の立入検査で違反を確認し、建物関係者に通知した日から14日が経過してもその違反が是正されない場合、市ホームページや消防局本部などでの閲覧で、違反建物などを公表します。(違反が是正されるまで継続)

■対象 不特定多数の人が利用する建物(ホテル、飲食店、店舗など)、一人で避難することが困難な人が利用する建物(病院、社会福祉施設など)
■公表対象の違反 屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・自動火災報知設備のいずれかを未設置
■公表内容 建物の名称、所在地、違反の内容ほか、消防長が認める事項
※所有・管理する建物の用途の変更や増改築等により面積に変更が生じる場合は、事前に最寄りの消防署にご相談ください。

☞ 消防局予防課(☎0848-55-9123)

引っ越ししたら 住所異動を忘れずに

■14日以内に住民票の異動届を

国民健康保険・国民年金・選挙人名簿への登録や、各種行政サービスにつながる大切な手続きです。

入学・就職等による引っ越しで住所が変わったら、14日以内に住民票の異動手続きをしてください。

■住所登録は必ず部屋番号まで

マンションや寮へお住まいの人は部屋番号まで登録してください。住所登録が正確でないと、住民票上の住所を基に郵送する市役所からの大切なお知らせが、お手元に届かない場合があります。

【例】久保一丁目15番1号 尾道アパート101号
※「マイナンバーの通知カード」や「マイナンバーカード」にも最新の住所を記載する必要があります。転居や転入の手続きにはお持ちください。

※不明な点は事前にお問い合わせください。
手続き場所 本庁市民課各支所
受付時間 8:30~17:15(土・日・祝日を除く)

☞ 届出人の本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど)
○国民健康保険・介護・後期高齢などの保険証
○異動した全員の「通知カード」か「マイナンバーカード」(転居・転入の場合)

※マイナンバーカードの変更には暗証番号が必要。
※他市から尾道市への転入届をするときは、他市で発行された「転出証明書」が必要。

※本人か世帯主以外の方が届出する場合は委任状が必要。

☞ 市民課(☎0848-38-9102)



電話予約で住民票・ 印鑑証明書が 平日夜間や休日に 受け取れます



☞ 住民票、印鑑証明書

予約場所 受取を希望する本庁市民課各支所
※浦崎支所・百島支所を除く。

予約できる人 証明する人本人か本人と同一世帯の人

受取ができる人 予約者か予約者と同一世帯の人で予約者が指定した人

予約方法 受取希望当日(※休日に受取希望の場合は直前の開庁日)の8:30~17:00に電話で

受取場所 予約した場所の警備室
受取時間 平日/17:30~21:00
休日/9:00~17:00

※予約時に指定してください。

受取に必要なもの

○印鑑証明書を予約した場合は、証明する人の印鑑登録証

○受取者の、顔写真付本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど、官公署発行のものに限る)

※お持ちでない場合は利用できません。

☞ 市民課(☎0848-38-9102)

因島総合支所市民生活課(☎0845-26-6208)
御調支所まちおこし課(☎0848-76-2111)

向島支所しまおこし課(☎0848-44-0110)
瀬戸田支所住民福祉課(☎0845-27-2211)

料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。
☞ 日時間 場所
☞ 申込方法 申込先
☞ 問い合わせ先
☞ 内容
☞ 電話
☞ 料金
☞ フォックス
☞ 電子メール
☞ ホームページ